

| 島根県 | 質問内容  | 回答  |
|-----|---|---|
| 1   | 宿泊日数の上限はありますか。  | 島根県の助成上限は、1人当たり延べ5泊までです（旅行業者が実施する既に割引された企画旅行に参加する場合を除く）。連続5泊ではなく、期間中延べ5泊です。   |
| 2   | 助成額の総額はいくらですか？  | 島根県は約1.6億円です。請求時に予算の上限を超えていた場合、助成金を受けられない恐れがあります。助成金の交付（残り）状況につきましては、事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。  |
| 3   | 子どもも対象となりますか？   | 大人も子供も同額で対象となります（但し、宿泊代金が4,000円未満の場合、その実額が助成金の対象となります。幼児など無料扱いの方は対象外となります。）   |
| 4   | 途中で対象外の府県に宿泊しても大丈夫ですか？  | 連続で、島根県を含む対象府県（岐阜県、京都府（京都市を除く）、兵庫県、島根県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県）に、合計2泊以上する必要があります。<br>例）1泊目：島根県→2泊目：対象外の県→3泊目：山口県は、対象外となります。   |
| 5   | 周遊旅行促進事業の場合、各府県へ申請が必要ですか。   | 各府県から助成（支援）を受けるためには、各府県の事務局へ申請が必要です。まとめて申請することはできませんので、各府県の手続きに従い、それぞれの府県事務局へ申請をお願いいたします。なお、予算額も各府県によって異なります。申請時に予算の上限を超えていた場合、助成金を受けられません。助成金の交付（残り）状況につきましては、事務局もしくはWEBサイトにてご確認ください。他府県で予算の上限を超えており、島根県の予算が残っていた場合は、島根県からのみ助成金を受けることができます。その場合、他府県の宿泊証明書も必要となります。 |
| 6   | 日帰りプラン（温泉と食事の組み合わせなど）は利用できますか。  | 宿泊を伴わない場合は対象となりません。   |
| 7   | 基本の宿泊代金以外の飲食やお土産代等も宿泊料の対象としていいですか。  | 基本の宿泊プランに含まれる飲食・お土産代、ゴルフパック、エステ代等も宿泊料金に含みます。  |
| 8   | 連泊で2月2日にチェックアウトする場合は、どのようになりますか。  | 1月31日宿泊分までが対象となります。2月1日宿泊分は対象となりません。また、それ以前に島根県を含む対象府県に合計2泊以上の連続した宿泊があることが条件です。例えば1月31日に島根県、2月1日に山口県に宿泊した場合は、本事業の対象外となります。  |
| 9   | 旅行事業者からの宿泊手配分は対象ですか。  | 予約方法に指定はありません。ただし、既に旅行事業者が割引している商品であれば、助成金の請求は宿泊事業者、割引をしていない商品であれば、助成金の請求は旅行者本人で行っていただく必要があります。宿泊予約日の条件もございますので、ホームページ、またはマニュアルをご確認ください。  |
| 10  | 「旅行者自身が助成金を申請する場合」の対象商品について教えてください。                                       | 旅行会社を取り扱う旅行商品（店頭・新聞・WEB）や旅行サイトで販売する宿泊プラン、宿泊施設が自社サイトで販売する宿泊プラン等、本事業が定める「対象となる内容」を満たしていれば対象商品となります。   |
| 11  | 周遊旅行促進事業の「旅行業者が実施する既に割引された企画旅行に参加する場合」と「旅行者自身が助成金を申請する」を併用して利用することはできますか。 | できません。二重利用は禁止されています。  |
| 12  | 他の補助金・助成金等との併用は可能ですか？   | 補助金・助成金の種類によって回答が異なりますので、事務局へお問い合わせください。  |
| 13  | ホテルの自社ポイントとの併用は可能ですか？   | 併用可能です。ポイント利用後の金額が宿泊料金となります。ポイント利用後の金額が4,000円以下となる場合は、その金額が助成額の上限となります。   |
| 14  | 入湯税は宿泊料金に含めてもいいですか？   | 入湯税や消費税を含めない料金が助成金の対象額となります。  |

| 島根県 | 質 問 内 容                              | 回 答   |
|-----|--------------------------------------|---|
| 15  | 旅行者自身が2府県以上に宿泊したという証明はどのようにしたらいいですか。 | 島根県の宿泊証明書（様式5）と領収書の原本が必要です。他府県分は宿泊証明書と領収書の写しが必要です。申請には様式3~6の提出が必要になります。 |
| 16  | 予約者と宿泊者が一致しない場合があるが、その場合は申請ができるのか？   | 申請は可能です。ただし、宿泊者本人が交付の申請を行ってください。全ての書類は、宿泊者名（=申請者名）にて準備してください。           |
| 17  | オンライン決済の場合など、宿泊事業者で領収書を発行できない場合は？    | 宿泊事業者での決済でない場合、宿泊代金を支払った旅行会社等の領収書にて対応致します。その場合は宿泊証明書のみを発行してください。        |
| 18  | 助成金を受け取る口座の指定はありますか？                 | 旅行者（申請者）の方は申請者の個人口座、宿泊事業者は法人口座になります。                                    |
| 19  | 外国人も助成対象となりますか？                      | 日本国内に口座をお持ちであれば、どなたも対象です。   |